

大和市告示第55号

大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市養育支援訪問事業実施要綱（平成20年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、「は、」の次に「乳幼児の養育について支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭における安定した乳幼児の養育を可能にすることを目的として、」を加え、「の規定に基づき、乳幼児の養育について支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、訪問による支援事業」を「に規定する養育支援訪問事業」に改め、「実施し、もって当該家庭における安定した乳幼児の養育を可能にすることを目的」を「実施することに関し、必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第1項中「、家事等」を削り、同項第1号ア中「及び簡単な家事等の援助」を削り、「別表」を「別表第1」に改め、同号ウ中「及び援助」を削る。

第8条を削る。

第9条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表第1家事に関するものの項を削る。

別表第2中「第8条」を「第9条」に改め、同表中第10号様式の項を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。